

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・私立学校振興助成法の規定による監査の内容及び施行規則に掲げる所轄庁が定める書類	学 事 振 興 課
・長崎県資源管理方針の変更	漁 業 振 興 課
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定	林 政 課
◎ 公 告	
・令和7年度職業訓練指導員試験の実施	雇用労働政策課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（6件）	漁 業 振 興 課
・肥料登録有効期間の更新（2件）	農業イノベーション推進室
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
◎ 教育委員会告示	
・令和8年度県立高等学校の生徒募集定員	高 校 教 育 課
◎ 公安委員会告示	
・検定合格者審査の実施	生活安全企画課
・警備員等に対する検定の実施	//
◎ 選挙管理委員会告示	
・不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室
◎ 正 誤	
・昭和23年9月21日付長崎県公報第03648号中	市 町 村 課

告 示

長崎県告示第338号

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

（公認会計士又は監査法人の監査の内容）

第1条 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定による公認会計士（公認会計士法（昭

和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次条において同じ。）又は監査法人の監査は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類（私立学校法（昭和24年法律第270号）第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかについて受けなければならない。

（私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類）

第2条 私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和7年度に係る監査及び書類の提出から適用する。
（私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定の廃止）
- 2 平成28年長崎県告示第306号（私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

長崎県告示第339号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和7年7月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1～第7 略	第1～第7 略
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－11 <u>ぶり（ステップアップ管理対象資源）</u> 」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2－1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3－65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1）～（別紙1－6） 略 （別紙1－7）	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－10 <u>まだい日本海西部・東シナ海系群</u> 」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2－1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3－65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1）～（別紙1－6） 略 （別紙1－7）
第1 特定水産資源 <u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u>	第1 特定水産資源 <u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u>
第2～第5 略 （別紙1－8）～（別紙1－10） 略 <u>（別紙1－11）</u>	第2～第5 略 （別紙1－8）～（別紙1－10） 略
第1 特定水産資源 <u>ぶり（ステップアップ管理対象資源）</u>	
第2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u>	
1 <u>長崎県ぶり漁業</u>	
（1） <u>当該知事管理区分を構成する事項</u>	
① <u>水域</u>	

- ②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県ぶり漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県ぶり漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県ぶり漁業	18,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

（別紙2-1） 略

（別紙3-1）～（別紙3-6） 略

（別紙3-7） 削除

ぶり（令和7年3月7日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。）

（別紙3-8）～（別紙3-65） 略

（別紙2-1） 略

（別紙3-1）～（別紙3-6） 略

（別紙3-7）

第1 水産資源
ぶり

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（316,000トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
なし

（別紙3-8）～（別紙3-65） 略

長崎県告示第340号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年6月27日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県対馬市厳原町豆酛瀬字田井原376番4地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおりに）
(3) 面 積 3247.89平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成4年7月24日付け長崎県指令4漁計許第7号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市美津島町吹崎字シゲノ壇243の2、244の1、244の2、245の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和7年度職業訓練指導員試験の実施（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種
- 2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験の免除

(1) 実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は次のとおりである。

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実技 試験	学 科 試 験		
			関 連 学 科		指 導 方 法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			
	職業訓練指導員免許を受けた者		△		○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者				○
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者		○	○	
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	○			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○	
溶 接 科 電 子 科 自 動 車 整 備 科	ボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正				

他の法令による免除の範囲		する省令（平成12年運輸省令第35号。以下「平成12年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年運輸省令第23号。以下「昭和53年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
	自動車 車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○ 自動車整備 （内燃 機関を除く。）	○	○ 車枠及び 車体整備 法を除く。	
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
	航空機 整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
	測 量 科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
	ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
	電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
	臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
	事 務 科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
	介 護 サービス科	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に該当する者、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者若しくは同号の規定に該当する者、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって	○	○	○	

	て、同号の規定に該当する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当する者				
港湾荷役科	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

（注）○印は、免除される試験

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、7の(2)の受験申請の受付期間及び受付時間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 3の(1)の表において、実技試験及び関連学科試験の免除を受けることができる者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月7日（日） 午後1時から午後2時まで

(2) 場所

長崎県庁（行政棟）315会議室（長崎市尾上町3-1）

7 受験申請手続

(1) 提出書類

ア 受験申請書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真 2枚

（縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。）

エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類（合格証等の写し）

(2) 受験申請の受付期間及び受付時間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月1日（金）まで（県の休日を除く。）の間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年8月1日付けの消印まで有効とする。

- (4) 受験手数料 3,100円（全免除者は不要）
- ア 受験手数料は、長崎県産業労働部雇用労働政策課が交付する手数料納付書により納付する。
- イ 受験申請書の所定の欄に受領印が押された受領証書及び納付済書を貼り付けること。
- ウ 受験手数料は、受験申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。
- (5) 受験票の交付
- 受験申請書受理後、審査のうえ後日送付する。
- (6) 全免除者の受験手続
- 全免除者の受験手続は(2)の受験申請の受付期間及び受付時間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は、下記手続を行うこと。
- ア (1)のア～エの提出書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）及び住民票（抄本）を提出すること。
- イ 全免除者が免許申請書を提出する場合は、長崎県産業労働部雇用労働政策課が交付する手数料納付書により免許交付手数料（2,300円）を納付すること。
- ウ 免許申請書の所定の欄に受領印が押された受領証書及び納付済書を貼り付けること。
- エ 全免除者の受験申請書を受理した場合は、(5)の受験票は送付しない。
- 8 合格判定の基準
- 学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 9 合格証書の交付
- 令和7年10月10日（金）までに合格者に合格証書を交付する。
- 10 その他
- (1) 受験案内及び受験申請書（全免除者の場合は受験案内、受験申請書及び免許申請書）は、長崎県産業労働部雇用労働政策課において配付する。受験案内及び受験申請書（全免除者の場合は受験案内、受験申請書及び免許申請書）の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付）を同封のうえ、7の(3)の提出先に請求すること。
- (2) その他試験について不明な点は、長崎県産業労働部雇用労働政策課（095-895-2717（直通））へ問い合わせること。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市豊玉町田1099番地1

日高 瞬一

長崎県対馬市豊玉町大綱2番地

青柳 範幸

(2) 加入区

綱島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9

豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県佐世保市黒島町3886番地の2

大村 靖

長崎県佐世保市黒島町403番地2

松崎 芳久

(2) 加入区

佐世保市黒島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

佐世保市相浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市相浦町2731番地16

佐世保市相浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県西海市西海町丹納郷281番地

勝田 和人

長崎県西海市西海町横瀬郷266番地

中村 太一

(2) 加入区

瀬川加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

瀬川漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西海市西海町水浦郷515番地

瀬川漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法

施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市大島村神浦131番地

井崎 恵介

長崎県平戸市大島村大根坂2062番地

坂本 光利

(2) 加入区

大島村加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大島村漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市大島村的山川内330番地3

大島村漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町尾崎517番地2

西山 文利

長崎県対馬市美津島町尾崎126番地

國分 勇児

(2) 加入区

尾崎加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市豊玉町千尋藻255番地

築城 典慶

長崎県対馬市豊玉町千尋藻365番地

須川 雅春

(2) 加入区

豊玉町東加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地 9

豊玉町漁業協同組合

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第632号	混合有機質肥料	混合動物有機314号	窒素全量 3.0% りん酸全量 14.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成16年 7月21日	令和7年 7月21日 から 令和10年 7月20日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第596号	副産動植物質肥料	ミズホ液肥1号	窒素全量 6.0%	愛知県名古屋市昭和区山花町64-1	株式会社ミズホ 代表 大橋 雅実	平成10年 8月17日	令和7年 8月17日 から 令和10年 8月16日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、向月土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 岡 数 利	平戸市野子町4229番地	藤 澤 清	平戸市野子町4298番地 1
藤 澤 清	平戸市野子町4298番地 1	山 辺 長 久	平戸市野子町2734番地 8
林 憲 治	平戸市野子町2971番地	藤 澤 末 雄	平戸市野子町4389番地
藤 澤 末 雄	平戸市野子町4389番地	藤 澤 兼 美	平戸市野子町4388番地
藤 澤 数 美	平戸市野子町4555番地 4	吉 岡 孝 志	平戸市野子町4235番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
吉 住 栄 重	平戸市野子町3702番地	吉 住 栄 重	平戸市野子町3702番地
崎 村 勝 也	平戸市野子町4274番地	林 憲 治	平戸市野子町2971番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市玉之浦町	令和7年7月7日から 令和7年12月5日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（数値地形図データ修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市	令和7年6月20日から 令和8年2月27日まで

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第4号**

令和8年度の県立高等学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和7年6月27日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

令和8年度 県立高等学校生徒募集定員

〔県立高等学校〕
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。
		※ { 普通科200 国際科 80		
長 崎 西	普 通	200	5	
	理系コース	80	2	
長 崎 南	普 通	240	6	
長 崎 北	普 通	240	6	
長 崎 北 陽 台	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 南	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6	()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西	普 通	240	6	()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
宇 久 原	普 通	40	1	
島 原	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
諫 早	普 通	280 (160)	7	
西 諫 早 陵 東 村	普 通	240	6	
	普 通	80	2	
	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
	家 政 通	40	1	
猶 興 館	普 通	80	2	1 学級減
	文 理 探 究	40	1	
松 浦	地 域 科 学	80	2	
	商 業	40	1	
対 馬	普 通	120	3	
	商 業	40	1	
	国 際 文 化 交 流	40	1	
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 通	40	1	
	普 通	80	2	
	普 通	160	4	
五 島 南 留 崎 杵	普 通	120	3	
	衛 生 看 護	40	1	
五 奈 大 西	普 通	80	2	
	普 通	40	1	
	普 通	80	2	
	普 通	80	2	

国	見	普	通	120	3
小	浜	普	通	40	1
		総合ビジネス	ス	40	1
口	加	普	通	54	} 2
		福	祉	26	
		普	通		
		グローバルコース		40	1
川	棚	普	通	80	2
		生活	総合	40	1
波	佐	普	通	60	} 2
		美術・工	芸	20	
		商	業	40	1
北	松	普	通	40	1
上	五	普	通	80	2
		電	気	40	1
中	五	普	通	40	1
島	原	農業	ビジネス	40	1
		食品	サイエンス	40	1
		生活	創造	40	1
諫	早	農業	科学	40	1
		動物	科学	40	1
		環境	創造	40	1
		農業	土木	40	1
		バイオ	園芸	40	1
		食品	科学	40	1
		生活	科学	40	1
北	松	生物	生産	40	1
		食品	流通	40	1
		生活	科学	40	1
西	彼	食料	サイエンス	40	1
		生活	デザイン	40	1
長	崎	機	械	40	1
		機	械	40	1
		シ	ステム	40	1
		電	気	40	1
		電子	工学	40	1
		情報	技術	40	1
		建	築	40	1
		工業	化学	40	1
		イン	テリア	40	1
佐	世	機	械	40	1
		電	子	40	1
		電	子	40	1
		電	子	40	1
		建	築	40	1
		土	木	40	1
鹿	町	機	械	40	1
		電	気	40	1
		電	子	40	1
		土	木	40	1

島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	40	1	
	電 気 電 子	40	1	
	建 築 技 術	40	1	
大 村 工 業	機 械	80	2	
	機 械 シ ス テ ム	40	1	
	電 気	40	1	
	電 子 工 学	40	1	
	建 築	40	1	
	建 設 工 業	40	1	
	化 学 工 学	40	1	
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2	
	情 報 マーケティング	80	2	
	国 際 コミュニケーション	40	1	
島 原 商 業	商 業	40	1	
	情 報 処 理	40	1	
	家 政	40	1	
諫 早 商 業	商 業	160	4	
	情 報	40	1	
	国 際 コミュニケーション	40	1	
壱 岐 商 業	商 業	80	2	
	情 報 処 理	40	1	
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2	
	総 合	40	1	1 学級減
長 崎 明 誠	総 合	160	4	
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3	
大 村 城 南	総 合	160	4	
平 戸	総 合	40	1	
五 島 海 陽	総 合	80	2	
島 原 翔 南	総 合	80	2	
清 峰	総 合	160	4	
合 計		8,520	213	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央 島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業 佐 世 保 工 業	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業			昼間部
	エンカレッジコース	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	建 築	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
宇 久	普 通	Uku サイエンスパーク	※5程度	
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、宇久高校及び奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第19号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係る1級
- (2) 空港保安警備業務に係る2級
- (3) 施設警備業務に係る1級
- (4) 施設警備業務に係る2級
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級
- (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
- (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級

2 検定合格者審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時
令和7年7月31日（木）午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部

3 検定合格者審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務に係る検定合格者審査にあつては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

4 検定合格者審査の方法

検定合格者審査に当たっては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定合格者審査の科目

- (1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(イ) 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(ロ) 問題数

10問

イ 実技試験

(イ) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和7年7月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後4時までの間（午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則附則別記様式を用いること。）には、次の書類等を添付すること。

- ア 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通
- ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するもの いずれか1通
 - (ア) 長崎県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面
 - (イ) 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所地がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課

(4) 審査申請の方法

審査申請者が(2)の書類等を(3)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料及び納入方法

(1) 審査手数料

4,700円

(2) 納入方法

審査申請時に納付すること。

なお、審査申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

9 合格発表

この検定合格者審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。

10 その他

(1) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つについてのみ申請することができる。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

長崎県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

交通誘導警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和7年9月27日（土）午前10時から午後6時までの間

(2) 場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年7月14日(月)から同月18日(金)まで。	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
- (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面
- a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

- (1) 検定手数料
1万4,000円
- (2) 納付方法
検定申請時に納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

この検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 問合せ先

- (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二二二
一四一

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和7年6月27日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設 リハビリサポートひうみ	佐世保市ひうみ町1879番地31	令和7年6月16日

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト

正 誤

昭和23年9月21日付長崎県公報第03648号中長崎県告示第506号に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
12	下段9行目	昭和二十二年十月一日から、これを施行する	昭和二十三年十月一日から、これを施行する